

其所曰明光場、又光飛而止、日本武尊怪以到、其所時、老翁現并邊椽本、曰、吾是猿田彦命也、吾欲爲嚮導、以故臨於此、因名并椽社、即以其矛爲神體祠、此神、略○中六十一代朱雀院御宇、俵藤太秀郷、征伐平將門時、勸請春日四所與地主猿田彦大神合祭祈誅伐、遂誅其一族、因建五字神殿、號并椽五所大明神、二と、降て元龜年中兵燹に罹り、社殿、神寶、古器、悉く鳥有に屬せしが、天正三年鉢形城主秩父新太郎比邦再建、元祿十二年本殿、修營、寶永五年拜殿修營、共に棟札あり、明治五年郷社に列せられしが、後ち縣社に昇格す、社殿は本殿、幣殿、拜殿、境内は二千二十九坪（官有地第一種）、境内老樹蒼鬱とし、古來大木を以て名あり、四面群山圍繞して展望に富み、しかも境地宇受賣樓ありて、春時爛漫たり、又境外所在地畑三反二十六歩は附屬地として境内に使用せり。

境内神社

神明大神社

抱術神社

稻荷大神社

産泰大神社

（祭神 木花咲耶姬命）

天満天神社

白鳥大神社

諏訪大神社

琴平大神社

例 祭 日 九月二十七日

會計法適用
指定年月日

神價幣帛料供進
指定年月日

氏子戸數 七百十六戸
崇敬者員數

○埼玉縣武藏國秩父郡大宮町

縣 社

秩 父 神 社

祭 神

八 意 思 兼 命

知 々 夫 彦 命

合 祭 神

大 國 主 命

素 戔 鳴 命

本社は元と妙見社又は柞社とも稱せり、創立年代詳ならず、但し天正二十年の棟札に、當社開基者、仁王三代、欽明天皇御宇明要六年丙寅奉祝云々と、三代實錄に清和天皇貞觀四年七月戊子、正五位下勳七等秩父神に正五位上を授くるよし見え、次いで同十三年十一月壬午、從四位下を賜ひ、陽成天皇元慶二年十二月己巳從四位上より正四位下を授くるよし見え、延喜の制小社に列せらる、後世當國四宮たり、往古甚だ盛大にして「中古マテハ末社モ七十五字建タリ」と新編武藏風土記稿に見えしも、近古兵亂の爲め末社焼失神田掠奪の厄に遇ひ、纔に瑞籬内を存するのみ、然るに徳川家康天下の權を握るに當り、社殿復興社領五十七石寄進せられ、漸く舊觀に復することを得たりと、當社社殿は天正二十年の棟札に、延慶二年造營、後ち元龜元年放火に遇ひ、天正元年再興すと雖も、嘉禎元年九月雷火に遇ひて社灰燼となり、延慶二年十月假殿遷宮、應永四年七月本殿は當社緣起に依れば、嘉禎元年九月雷火に遇ひて社灰燼となり、延慶二年十月假殿遷宮、應永四年七月本殿再興、永祿十二年武田信玄隣國侵掠の際兵燹に罹り再び灰燼に歸す、天正七年に至り北條氏邦假殿造營、圭田七石を附せしが、同十九年十一月徳川家康五拾石を加増し、二十年本殿造營云々と、明治四年縣社に列せらる、社殿は本殿、幣殿、拜殿、神樂殿、境内は三千百八十五坪（官有地第一種）、内五百三十坪、二十一年公園地に組替しが、三十二年公園地壹町三反八畝五步別に一反七畝二十步境内に編入せられたり、社記記して云く、「新地一萬千四百八十四坪、是ヲ柞ノ森ト稱ス、杉松楓ノ大木多ク繁茂シ、古社ノ様思ヒ知ラル」